

食安輸発0426第1号

平成22年4月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

オーストリアから輸入される食肉等の取扱いについて

標記については、平成22年2月16日付け食安輸発0216第1号「オーストリアから輸入される食肉等の取扱いについて」により、取り扱っているところです。

今般、農林水産省において、再発防止を確保するための適切な改善措置がとられたことを確認したことから、上記通知を廃止することとします。